大阪市役所本庁舎清涼飲料水自動販売機

設置事業者募集要項

令　和　８　年　１０月
大　阪　市　総　務　局

目　　次

ページ

1　募集対象物件 …… 1

2　応募資格要件 …… 1

3　自動販売機の設置条件等 …… 3

4　応募手続 …… 5

5　価格提案及び審査 …… 6

6　使用許可申請の手続 …… 8

7　その他 …… 8

＜資料一覧＞

資料１・・・・・自動販売機の設置場所

資料２・・・・・大阪市役所本庁舎清涼飲料水自動販売機売上実績

＜様式一覧＞

・（様式１）質疑書

・（様式２）応募申込書

・（様式３）誓約書

・（様式４）委任状

・（様式５）価格提案書

大阪市総務局（以下「当局」といいます。）が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」といいます。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

１　募集対象物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件番号ごとの価格提案としますが、物件番号Ａ、Ｂの両方に価格提案することも可能です。

物件番号	所在地（住居表示）	設置場所	台数	最低使用料（月額・税抜）
Ａ	大阪市北区中之島１丁目３番20号	大阪市役所本庁舎１階東側（資料１のとおり）	１台	59,250円
Ｂ	大阪市北区中之島１丁目３番20号	大阪市役所本庁舎７階（資料１のとおり）	１台	143,500円

※１　地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第８号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」といいます。）を行います。

※２　最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」といいます。）を含みません。使用許可の際は消費税等（10％）が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

〈参考〉施設の概要

・開庁日時

月曜日～金曜日　午前９時～午後５時30分

ただし、閉庁日（大阪市の休日を定める条例（平成３年12月24日条例第42号）第１条に掲げる日。以下同じ。）は除きます。

・来庁者数等

職員数（令和８年４月現在）　約3,400人

来庁者数　約6,000人（１日当たり推定延べ人数。職員を含みます。）

※上記来庁者数は、常時あることを保証するものではありません。

・施設の特徴

OsakaMetro御堂筋線及び京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅下車すぐ、京阪電車中之島線「大江橋」駅下車すぐの施設であり、利便性の高い庁舎です。

２　応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申込みの資格がありません。

⑴　本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者

⑵　成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

⑶　清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）の設置業務（自らが管理・運営するものに限ります。）について、３年以上の実績を有しない者

⑷　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合で当該許認可等を受けていない者

⑸　国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること

⑹　大阪市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者

⑺　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

⑻　当局が実施した設置事業者の公募において、価格提案後又は使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから２年を経過しない者

⑼　本物件について、自己の都合により使用許可期間途中での終了を申し出てから１年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第２条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑶　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第３条

条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

⑴　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

⑵　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

⑶　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

⑷　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑸　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該 事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

⑹　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

３　自動販売機の設置条件等

⑴　使用許可条件

ア　設置する自動販売機の機種

次の条件を全て満たすものとしてください。

(ｱ)「大阪市グリーン調達方針」における「（２２）－９　自動販売機設置」の基準等を満たすものとしてください。

(ｲ) ユニバーサルデザインのもの

「硬貨を一度に投入できる一括投入口」、「低い位置でも操作できる商品選択ボタン」など、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの方が利用できるデザインとしてください。

(ｳ) 災害対応型であること

設置事業者は、災害時には避難者に対し自動販売機内の全ての在庫飲料を無償で提供してください。

設置事業者への無償提供の指示等については、本市が別途行い、無償提供のための機械等の操作については、設置事業者が行ってください。また、有事に備え、自動販売機内の在庫飲料の無償提供を行うための機械等の操作を円滑に行うことができるよう、設置事業者は定期的に当該自動販売機の保守点検等を実施してください。

飲料の購入者等が、「災害対応型自動販売機であること」を認識できるよう表示等を工夫してください。

(ｴ) キャッシュレス決済型（現金併用）のもの

自動販売機に装備された端末機に各種カードやＱＲコード等をかざすことで決済可能な各種電子マネー(交通系を含みます。)を５種類以上利用できる機能を付加してください。

イ　使用許可期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日までとします。

(ｱ) 使用許可期間満了の30日前までに書面により本市に申出を行い、承認を得た上で、１年ごとの期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の３か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

(ｲ) 更新については、本市が設定した公募条件を変更しないことを前提として当初の使用許可開始日から通算５年（最長で令和14年３月31日まで）を超えることができないものとします。ただし、本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や、上記アを満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにもかかわらず当該指導に応じない場合は、許可の決定を取り消します。

(ｳ) 使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

ウ　使用料

本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を

加算します。使用料は、別途発行する納入通知書の納入期限までに納付しなければなりません。なお、公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

エ　保証金

設置事業者に決定し使用許可する際には、使用料の３か月分（消費税等を加算したもの）を保証金として納付していただきます。ただし、使用料全額を一括前納したときは保証金を免除します。

オ　その他必要経費等

(ｱ) 自動販売機の設置・撤去・保守運営に係る一切の費用

(ｲ) 設置事業者において設置する電力使用量計測用子メーター（以下「子メーター」といいます。）の設置及び管理に伴う一切の費用

(ｳ) 自動販売機の運転に必要な電気料金（子メーターで把握する使用量に基づき、本市が算出する金額を、本市が発行する納入通知書により本市の指定する期日までに納付してください。）

(ｴ) 大阪市役所本庁舎の全館停電時における自動販売機への対応に要する一切の費用

⑵　使用上の制限

ア　使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。

イ　「**２　応募資格要件**⑷」に係る許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。

ウ　設置事業者は、募集対象物件を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない。

エ　商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う際は、車高2.8m以下の車両を使用し、本市が定める作業届又は物品搬入・搬出届を３日前までに、本市に提出し承認を得なければならない。

また、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。停車場所及び搬出入経路は、本市の指示に従うこと。

オ　販売品目は、飲料品（乳飲料を含む。）とすること。

カ　酒類の販売は行わないこと。

キ　本庁舎内に新たな飲食に関係する店舗等の出店や自動販売機の設置が行われる場合（イベント等の臨時のものを含む。）、了承すること。

⑶　維持管理責任

ア　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

イ　自動販売機に併設して、原則として回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

エ　自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で転倒等の危険がないようにすること。

オ　自動販売機には、トラブル発生時等に利用者が連絡できるよう連絡先等の必要事項を記載したものを貼付し、連絡があった際には速やかに対応すること。また、事故、苦情等があった場合は、速やかに本市担当者に連絡し、その対応に関する事項を報告すること。なお、利用者から当局に対し苦情等があった場合も同様に対応すること。

カ　盗難、破損事故等による損害は、本市の責によることが明らかな場合を除いて、全て設置事業者が負うこと。

キ　自動販売機の電気容量については、事前に本市担当者へ提示し、了承を受けた上で設置すること。

ク　新紙幣や新硬貨が発行された場合、それを使用できるよう速やかに対応を行うこと。なお、速やかな対応ができない場合は、使用できない旨の掲出を行うこと。

⑷　原状回復

物件の返還時には、本市が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可前の原状に回復してください。

⑸　前記⑴、⑵に定める物件の使用状況を確認するため、本市が実地調査し又は所要の報告を求めることがありますが、その場合は協力する義務があります。

また、本市の事務事業遂行上必要となる場合は、調査等を求めることがあります。

⑹　売上報告

設置事業者は、毎月の売上報告書を翌月 10 日までに本市に提出してください。なお、本市に提出した売上報告書は公文書として扱われ、大阪市情報公開条例に基づく公開対象文書となることに了承ください。また、報告された売上金額については、次回公募時などに公表します。

4　応募手続

応募受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に直接持参又は郵送等により送付（以下「送付」といいます。）してください。なお、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。

送付の場合は、令和８年11月24日（火）午後５時までに必着するようにしてください。

応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

⑴　応募受付期間

令和８年10月26日（月）から同年11月24日（火）まで

午前９時30分～正午、午後１時～午後５時

なお、閉庁日は受付を行いません。

⑵　応募受付及び送付場所

大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市役所本庁舎４階

総務局行政部総務課（庁舎管理グループ）

⑶　応募に必要な書類

ア　応募申込書（様式２）（本市所定様式）

イ　誓約書（様式３）（本市所定様式　Ａ４サイズ両面）

ウ　＜法人＞印鑑証明書

＜個人＞印鑑登録証明書

エ　＜法人＞法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）

＜個人＞住民票の写し

オ　「**２　応募資格要件**⑷」に係る許認可等を受けていることを証する書類

※ウ、エについては、発行後３か月以内のものに限ります。

※本市が応募の受付に際し取得する個人情報は、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」により制限されています。

⑷　質問受付

本募集要項に関する質問については、質疑書（様式１）を次のアドレスに電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。

※メール提出された際は、送達確認のため９ページの問合せ先まで電話連絡してください。

ア　質問受付期限

令和８年11月６日（金）午後５時まで

イ　電子メール送信先

ba0006@city.osaka.lg.jp

※メール件名に「大阪市役所本庁舎清涼飲料水自動販売機設置事業者募集_質問」と入力の上、送信してください。

ウ　質問への回答及び掲載場所

令和８年11月13日（金）午後５時までに本市ホームページに掲載します。

掲載場所：産業・ビジネス＞公売・市有財産の売払・貸付・使用許可＞市有財産の使用許可の公募＞事業者募集案件＞自動販売機

⑸　応募に当たっての留意事項

ア　価格審査後の使用許可は、応募申込書及び登記事項証明書に記載された名義以外では行いません。

イ　応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。

ウ　応募申込の提出書類により応募資格要件の審査を行い、その結果を令和８年 11 月 27 日（金）にメールにてお知らせします。なお、資格要件が認められた申込者は、メールに添付の資格要件通知書を紙出力の上、「**５　価格提案及び審査**⑸」の価格提案書を投函する際に本市担当者に提出してください。送付により価格提案書を提出する場合は、価格提案書と資格要件通知書を同封して送付してください。

５　価格提案及び審査

⑴　価格提案の方法

価格提案書（様式５）は、次の⑵の価格提案日時に投函又は価格提案日の前開庁日（令和８年12月１日（火））午後５時までに必着で送付による提出も可能とします。なお、送付による場合は二重封筒を用い、表封筒及び内封筒に案件名称を明記するとともに、表封筒には「価格提案書在中」と記入してください。

⑵　価格提案及び審査の日時

価格提案日時　令和８年12月２日（水）
午前10時～午前10時30分

審査開始時間　価格提案書の投函締切後即時

※なお、送付による価格提案書提出分については投函締切後に本市担当者により投函します。

※投函締切りより前に全ての価格提案書が投函された場合は審査開始時間を早める場合があります。

⑶　価格提案書の提出及び審査の場所

【直接投函の場合】

大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市役所本庁舎内　会議室（※）

※当日使用する会議室については、事前に応募申込者にお知らせします。

【送付による提出の場合の送付先】

〒530-8201

大阪市北区中之島１丁目３番20号

総務局行政部総務課（庁舎管理グループ）

⑷　当日持参するもの

ア　資格要件通知書（「**４　応募手続**⑸ウ」）

※持参忘れの場合は価格提案を行うことはできません。

イ　委任状（様式４）（代理人により応募しようとする場合）

ウ　本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券など）の原本（ただし、価格提案の際にくじを引くことになった場合のみ必要となります。）

⑸　価格提案書の投函方法

ア　価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。

イ　価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を提出の上、価格提案書を投函してください。なお、押印について、価格提案者本人にあっては実印、代理人にあっては委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

⑹　応募価格の表示

価格提案書の応募価格は、月額使用料（税抜）を記入してください。

⑺　価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

⑻　価格提案審査

ア　価格提案審査は、価格提案書の投函締切後直ちに応募者立会いの下で行います。

イ　応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

ウ　価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

⑼　価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア　最低使用料を下回る価格によるもの

イ　応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの

ウ　記名押印（実印又は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの

エ　所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの

オ　応募者又はその代理人が２以上の価格提案をしたときは、その全部のもの

カ　応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの

キ　他の応募者の代理人を兼ね又は２人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの

ク　応募価格や応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの

ケ　訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの

コ　価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの

サ　その他価格提案に関する条件に違反したもの

⑽　設置予定事業者の決定

設置予定事業者は、本市が設定する最低使用料以上で、かつ最高金額をもって価格提案した者とします。

なお､設置予定事業者には価格提案審査終了後､引き続き使用許可手続の説明を行います。

⑾　くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が２人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

⑿　審査結果の発表及び公表

設置予定事業者を決定したときは、全応募者の「応募価格」及び「応募者名」の発表を行います。設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に発表します。

なお、全応募者の「応募価格」及び「応募者名（個人の場合は使用予定事業者のみ)」を記載した価格提案審査経過調書を作成し、本市ホームページ上で公表します。

⒀　価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

６　使用許可申請の手続

設置予定事業者は、本市の指定する期日までに、応募申込書に記入した名義で､「行政財産使用許可申請書」を提出してください。

７　その他

⑴　使用許可の申請手続に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

⑵　本募集に係る本市への提出書類（許可申請書類も含みます。）については、一切返却しません。

⑶　本募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、大阪市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

募集に関する問合せ先：大阪市総務局行政部総務課（庁舎管理グループ）
大阪市北区中之島１丁目３番20号（大阪市役所本庁舎４階）
電話　（06）6208-8444
ＦＡＸ（06）6229-1260
e-mail　ba0006@city.osaka.lg.jp